

平成17年7月1日

投資サービス法(金融サービス・市場法)『中間整理』についての意見

金融審議会第一部会委員

生活経済ジャーナリスト 高橋 伸子

7月7日開催予定の金融審議会第一部会(第33回)に向けて、『中間整理(議論のたたき台)』(2)に基いて、以下のとおり意見を提出いたしますので、部会でのさらなる検討をお願いいたします。なお、6月28日開催の部会の席上で意見を申し述べた点(I対象範囲、II規制内容)につきましては記述を割愛させていただきます。

1. 「Ⅲ 集団投資スキーム(ファンド)」について

所管庁がどこであるかにかかわらず、ファンド全般について販売規制の対象とするとともに、資産管理、運用者の受託者責任、運用報告などについて最小限の仕組み規制を適用する、との基本認識には全面的に賛成です。商品ファンド法、不動産特定共同事業法、保険業法を根拠法令とするファンドに関しても、消費者、投資家保護の見地からプリンスプルの統一をはかる必要があると考えます。

集団投資スキームは、「貯蓄から投資へ」の政策展開の中で、一定のリスクがあつて銀行からは借りられない性格の資金を一般国民から集めるわけですから、投資の受動性、共同性という特性に鑑みて、スキームの適正な運営を確保するとともに、関係当事者間のリスク分担を明確にするためのルールをできる限り具体的に整備すべきといえましょう。

その前提として、適切なディスクロージャーの枠組みの整備が、消費者、投資家の主体的な投資判断のためには欠かせません。『中間整理』では「運用者の資格要件」について言及していますが、運用者に関する情報(資格はもとより履歴、給与体系、成功報酬、懲罰等)も開示されるべきと考えます。また、「運用報告」の項では、そのあり方について、迅速性、正確性の確保はもとより、消費者や投資家の判断を容易にするような体裁、方法などについての検討が必要です。これについては、「Ⅳ 市場のあり方について-3. ディスクロージャー制度」において、投資商品の性格に応じたディスクロージャーのあり方の検討の必要性が示されていますが、たとえば主として各種私募投信によって組成されている変額年金保険をはじめ現在EDINETで閲覧できない投資商品については、個人(アマ)に販売するものである限りはその開示書類に容易にアクセスできるシステムの構築を望みます。開示度合いが低い商品については、不招請勧誘の禁止規定の適用が妥当な商品、と位置づけるような措置も、消費者保護、投資家保護の上で重要と思われれます。

また、集団投資スキームは、金融商品の製販分離がいち早く進んだ分野であり、商品の組成や資産運用のみならず、勧誘、販売、助言等の各段階において、受託者責任を明らかにする必要があります。さらにいえば、証券仲介業、信託代理店、銀行代理店など、販売業者と投資家の間に入る業者の責任を明確化するルールも必要と考えます。現在の項目立てにおいては、「(4)受託者責任・利益相反防止措置等」にその趣旨を盛り込んだ記述を追加することを希望します。

2. 「V ルールの実効性の確保(エンフォースメント)」について

[論点]として、自主規制機関の苦情解決・あっせん業務についてのあり方が提示されていますが、これは1999年から2000年にかけて金融サービス法の検討を行った当部会でも活発に議論された事項です。単一の窓口や組織の必要性については、事業者サイドの委員以外においては、当時ほぼ意見の一致をみたところであります。

しかしながら、資金面の問題等から、まずは事業者団体の苦情・紛争処理窓口を整備し、実効性の確保のための協議会を設けて、事業者間のネットワークによって問題解決にあたる方法が試行されるに至りました。製販分離によるトラブルのたらい回しを避け、紛争解決機関をもつ事業者団体に加盟することで事業者が信頼を得、業の谷間に落ちて裁判以外に救済手段のない状態をなくすことが目ざされました。

金融審議会答申を受けて、2000年9月に金融トラブル連絡調整協議会が発足し、これまで5年近く活動してきましたが、この間、紛争解決機関を新たに設立した団体は1つもなく、当部会が当初見込んだような積極的な活動はなされていない、というのが実態です。そもそも銀行や信託銀行、信用金庫、生命保険、損害保険の団体は自主規制機関としての法的根拠を有していない業界団体であるため、裁判外紛争処理機関としての機能を持たせることは不可能であるという認識を持たざるを得ません。

したがって、“金融サービス市場法への再チャレンジ”との位置づけの『中間整理』においては、過去5年の反省に基づき、単一の組織の立ち上げに向けて大きくコマを進めて、消費者、投資家の信頼を確保すべきと考えます。

また、『中間整理』では「投資家一人一人の金融に関する知識の向上こそがエンフォースメント強化に直結する」として、投資サービス法上に金融経済教育の位置づけを行うことを検討課題にあげています。金融庁は本年3月に伊藤金融担当大臣の私的懇談会として「金融経済教育懇談会」を立ち上げ、去る6月30日に『論点整理』を公表したところでもあり、同懇談会の議論を踏まえた検討が行われることを希望します。

当部会でも金融経済教育のあり方について複数の委員から意見開陳が行われていますが、金融商品販売業者を金融経済教育の担い手と位置づけて市場の活性化をはかるべき、との意見には重ねて反対を主張いたします。販売業者にはコンプライアンス教育が強化されるべきで、顧客を教育する立場にはないと考えます。(以上)